

## アライアンス・バーンスタイン・新興国成長株投信

Aコース（為替ヘッジあり）／Bコース（為替ヘッジなし）  
 Cコース毎月決算型（為替ヘッジあり） 予想分配金提示型  
 Dコース毎月決算型（為替ヘッジなし） 予想分配金提示型  
 追加型投信／海外／株式



### 特別レポート

## 長期トレンドの変化が新興国株式にとって追い風に

### 概要

- 相互関税発動が米国の政策運営への予見性を低下させたなか、米国からの分散が加速し、新興国株式は大きく上昇
- 過去10年強続いてきた米ドル高トレンドの反転は、新興国株式にとって中長期的な追い風に
- 新興国株式は先進国対比で株価が割安な水準である一方、AI関連企業がドライバーとなり利益見通しは堅調
- これらを踏まえると、足もとの市場環境は新興国株式をポートフォリオに組み込む好タイミング



### 足もとと潮目の変化がみられる世界の株式市場

相互関税ショックが転機となり投資対象の分散が進むなか、新興国株式は力強く上昇

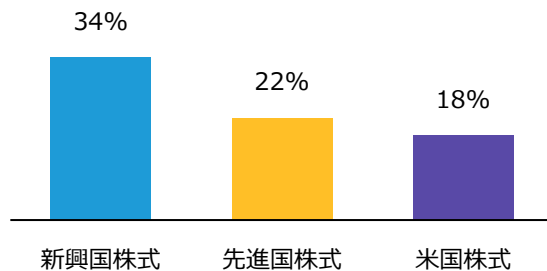
近年、株式市場ではマグニフィセント・セブン※の台頭などから、米国株式への資金流入が顕著となるなか、米国をはじめとする先進国株式が優位な相場が続いてきました。しかしながら、2025年4月のトランプ米大統領による相互関税発表により米国の政策運営への予見性が大きく低下したなか、米国株式の相対的な割高感や米国資産への集中リスクなどが意識され、米国以外の国・地域への分散の流れが加速しました。

このような環境下、2025年は新興国株式が米国および先進国株式を上回る相場展開となり、当ファンドDコースの基準価額も大きく上昇しています。

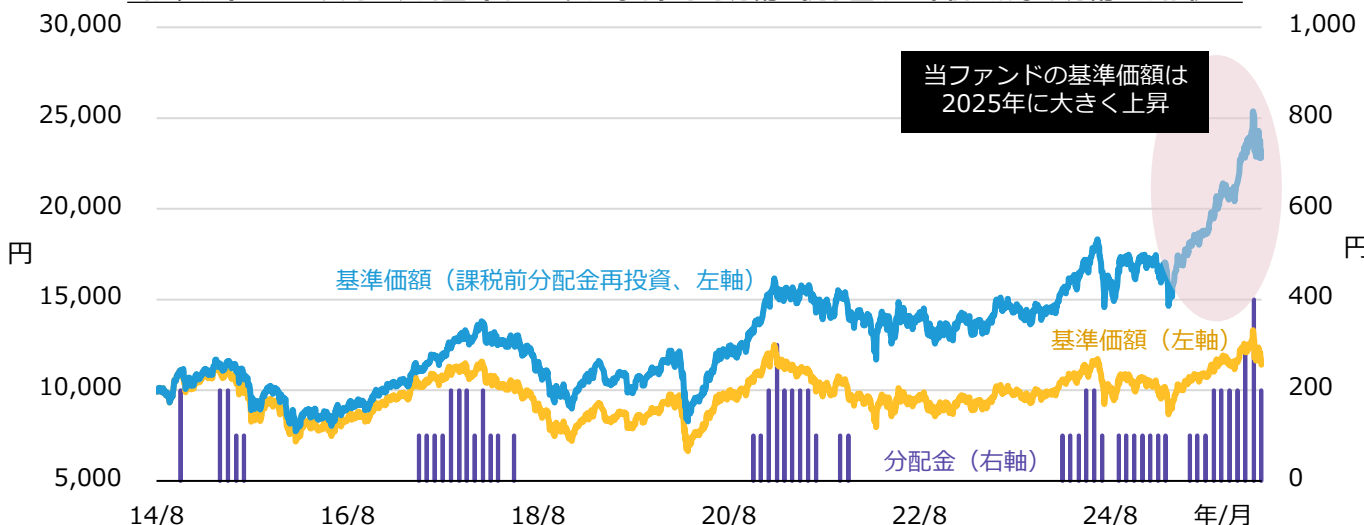
※アップル、マイクロソフト、アルファベット、アマゾン・ドット・コム、メタ・プラットフォームズ、エヌビディア、テスラの7銘柄を指します。

### 2025年以降、潮目の変化がみられる株式市場

2025年の株式市場別 騰落率比較\*



当ファンド Dコース毎月決算型（為替ヘッジなし） 予想分配金提示型の基準価額および分配金の推移\*\*



\*新興国株式はMSCI エマージング・マーケット・インデックス、先進国株式はMSCI ワールド・インデックス、米国株式はS&P 500株価指数。いずれも米ドルベース、トータルリターン。\*\* 期間：2014年8月28日（設定来）-2026年3月31日。日次ベース。基準価額は、運用管理費用（信託報酬）控除後のものです。基準価額（課税前分配金再投資）は、課税前分配金を決算日の基準価額で全額再投資したと仮定した場合のパフォーマンスを示しています。税金、手数料等を考慮していませんので、投資家の皆様の実際の投資成果を示すものではありません。分配金は課税前。運用状況によっては分配金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。出所：ブルームバーグ、アライアンス・バーンスタイン（以下、「AB」）。アライアンス・バーンスタイン・エル・ピーとその傘下の関連会社を含みます。アライアンス・バーンスタイン株式会社は、ABの日本拠点です。）

過去の実績や分析は将来の成果等を示唆・保証するものではありません。予想は今後変更される可能性があります。記載の個別の銘柄・企業については、あくまで説明のための例示であり、いかなる個別銘柄の売買等を推奨するものではありません。また組入れを示唆・保証するものではありません。

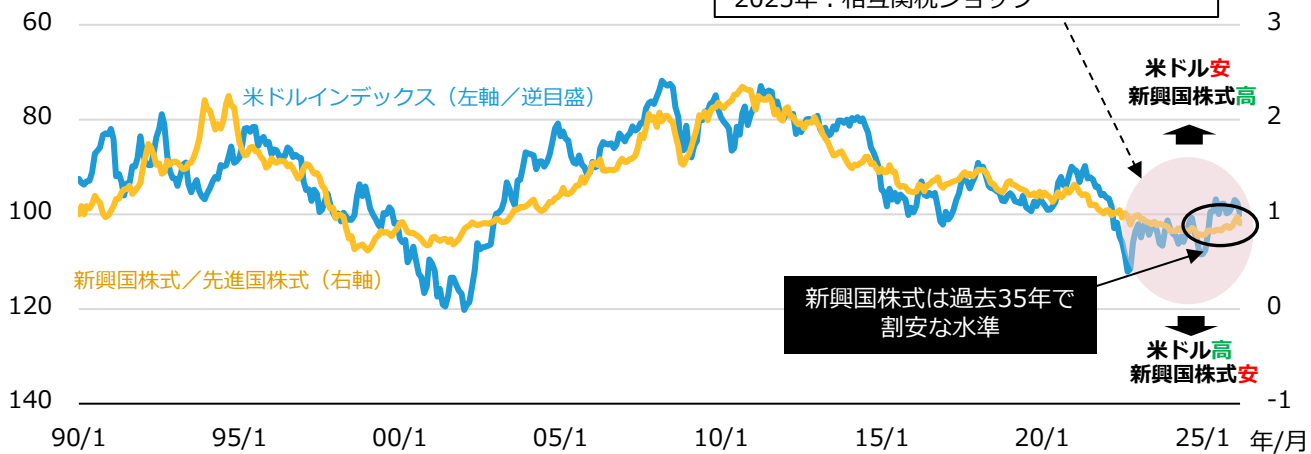
ABでは、米国資産以外への分散トレンドは中長期的に継続すると見込んでおり、なかでも新興国株式が分散先として選好されやすい環境にあるとみています。その背景には、新興国株式が米ドルと逆相関の関係にあるなかで近年長期のドル高トレンドが反転しつつあることや、先進国対比で株価水準が割安であることが挙げられます。

米ドルの主要通貨に対する強弱を示す米ドルインデックスに目を向けると、過去10年強続いてきた米ドル高の長期トレンドは、2022年以降ロシアの米ドル建外貨準備の凍結などを背景に米ドル安方向へ反転、2025年以降その流れはさらに加速しています。このような環境下、新興国株式の株価は先進国対比で過去約35年の安値圏にあり、割安な水準といえます。

**相互関税ショック以降トレンドの変化が加速**

米ドルインデックスおよび新興国株式／先進国株式の推移

**近年における米ドル安の主な要因**  
2022年：ロシアの米ドル建外貨準備の凍結  
2025年：相互関税ショック



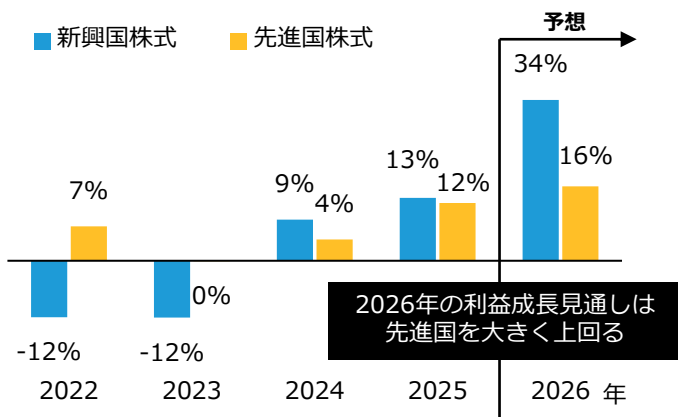
期間：1990年1月末～2026年3月末。月次ベース、米ドルベース。新興国株式／先進国株式は、1990年1月末を1として指数化。新興国株式はMSCI エマージング・マーケット・インデックス、先進国株式はMSCI ワールド・インデックス。いずれもトータルリターン。出所：ブルームバーグ、AB

株価が割安である一方で、利益成長見通しは先進国を大きく上回っています。世界的に人工知能（AI）が普及しつつあるなか、AI向け半導体製造の大部分を担う半導体ファウンドリ（製造専門企業）をはじめ、メモリーやネットワーク機器メーカーなどがけん引する格好で、2026年のEPS（1株当たり利益）の成長率予想は34%と、先進国の倍以上の利益成長が見込まれています。このように、株価水準が割安にもかかわらず利益成長見通しが堅調な新興国株式は、足もと投資妙味が非常に高いといえます。

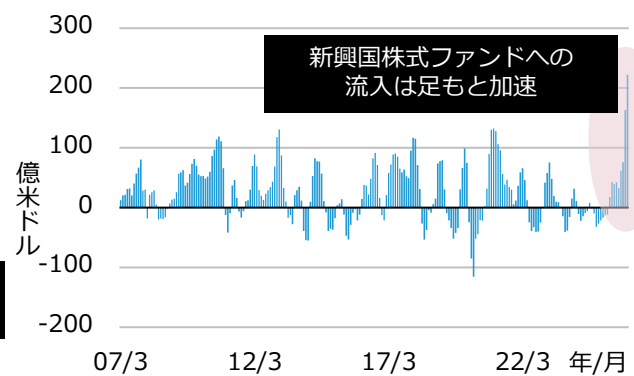
実際に、足もと新興国株式には世界的に注目が集まっています。新興国株式ファンドへの資金純流入額（グローバル）に目を向けると、2026年2月末時点において、過去約20年で最大の流入が見られます。

**割安かつ利益見通しが堅調な新興国株式への資金流入は足もと加速**

**新興国および先進国の1株当たり利益（EPS）成長率の推移**



**過去約20年の新興国株式ファンドへのグローバル資金純流出入（3カ月移動平均）\***



\*期間：2007年1月末～2026年2月末。月次ベース。各時点における過去3カ月の平均純流出入額。世界のオープン・エンド・ファンドもしくはETFでモーニングスターのグローバル・カテゴリーが新興国株式のファンド・ユニバースで集計。出所：ファクトセット、モーニングスター、AB

過去の実績や分析は将来の成果等を示唆・保証するものではありません。予想は今後変更される可能性があります。記載の個別の銘柄・企業については、あくまで説明のための例示であり、いかなる個別銘柄の売買等を推奨するものではありません。また組入れを示唆・保証するものではありません。



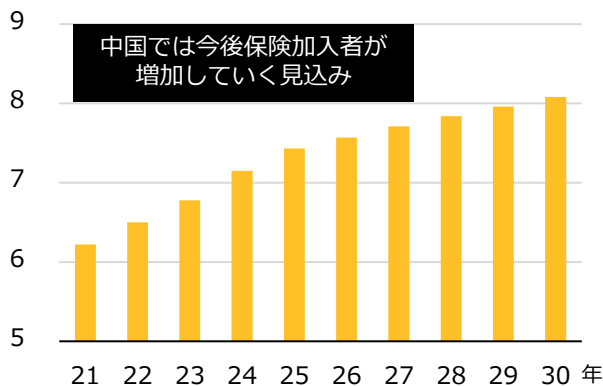
## 2つの成長エンジンが新興国の中長期的な投資機会に 消費の高度化と世界のメガトレンドの恩恵を受ける新興国企業

中長期的にみても新興国株式市場には「消費の高度化」および「世界のメガトレンド」の恩恵といった成長エンジンが存在します。新興国では一人当たりの所得が増加するなか、生活必需品以外にも保険や投資などといった将来への備えに対する消費が拡大しつつあります。また、近年ではAIやデジタル・トランスフォーメーション（DX）といった世界における重要なメガトレンドにおいて、新興国企業が担う役割の重要性が増しており、投資機会として注目が集まりつつあります。

### 消費の高度化

一人当たり所得の増加などから、保険や投資などといった将来の備えに対する金融サービスへの需要拡大など「消費の高度化」がみられる

中国の保険（生保・損保）市場規模の予想（兆人民元）

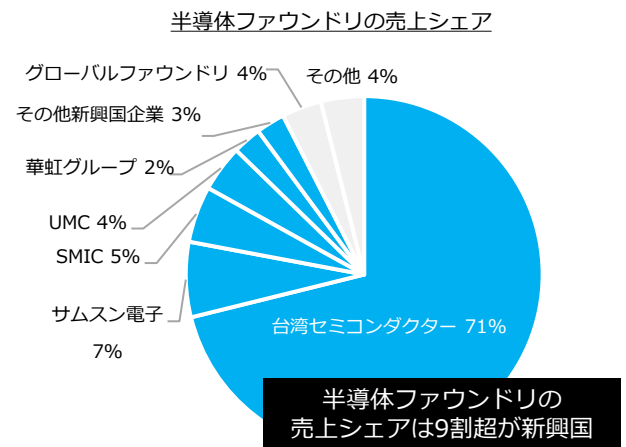


中国では今後保険加入者が増加していく見込み

期間：2021年～2030年、年次ベース。生命保険と損害保険の合計額。スタティスタによる推計値。出所：スタティスタ、AB

### 世界のメガトレンド

世界的にAIが普及するなか、半導体ファウンドリ（製造専門企業）の売上シェアの9割超が新興国企業であり、AIバリューチェーンにおいて重要度が高い



半導体ファウンドリの売上シェアは9割超が新興国

2025年7-9月期の売上シェア。出所：Trend Force、スタティスタ、AB



## 米国株式との併せ持ち効果を発揮することが見込まれる新興国株式 足もとは米国株式中心のポートフォリオから新興国株式への分散を進める好タイミング

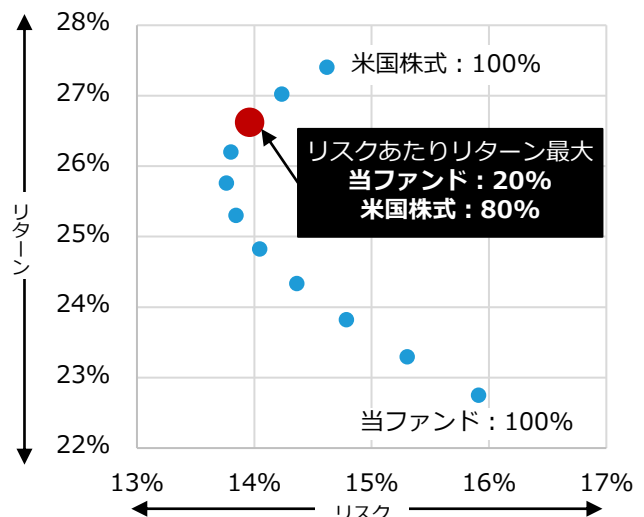
当ファンド Dコース毎月決算型（為替ヘッジなし）予想分配金提示型と米国株式の併せ持ち効果に目を向けると、リスクあたりリターンの改善がみられ、米国株式中心のポートフォリオにおいて分散効果を発揮します。

したがって、新興国株式に追い風が吹き始めた足もとの投資環境は、ポートフォリオの一部に新興国株式を組み入れる好タイミングといえます。

中長期的な成長エンジンも有する新興国株式は、今後ますます魅力的な投資対象になり得ると見込んでおり、投資家の裾野も拡大していくものとみています。

期間：2023年3月～2026年2月。当ファンドのリターンおよびリスクは、Dコースの基準価額（課税前分配金再投資）をもとに算出。基準価額は、運用管理費用（信託報酬）控除後のものです。基準価額（課税前分配金再投資）は、課税前分配金を決算日の基準価額で全額再投資したと仮定した場合のパフォーマンスを示しています。税金、手数料等を考慮しておりませんが、投資家の皆様の実際の投資成果を示すものではありません。米国株式はS&P 500株価指数、円ベース、トータルリターン。出所：ブルームバーグ、AB

### 当ファンドと米国株式の併せ持ち効果（過去3年）



## 当ファンドの配分方針

### Aコース(為替ヘッジあり)／Bコース(為替ヘッジなし)

原則として、毎決算時(毎年8月28日。休業日の場合は翌営業日)に、以下の方針に基づき分配します。

- 分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当等収入および売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。分配金額は、委託会社が基準価額水準、市場動向等を勘案して決定します。ただし、将来の収益分配金の支払いおよび金額について保証するものではなく、分配対象額が少額の場合等には、収益分配を行わないこともあります。

### Cコース毎月決算型(為替ヘッジあり)予想分配金提示型／Dコース毎月決算型(為替ヘッジなし)予想分配金提示型

原則として、毎決算時(毎月28日。休業日の場合は翌営業日)に、以下の方針に基づき分配します。

- 計算期末の前営業日の基準価額に応じて、以下の金額の分配を目指します。

毎計算期末の前営業日の基準価額	分配金額(1万口あたり、税引前)
11,000円未満	基準価額の水準等を勘案して決定
11,000円以上 12,000円未満	200円
12,000円以上 13,000円未満	300円
13,000円以上 14,000円未満	400円
14,000円以上	500円

- 分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当等収益および売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。分配金額は、委託会社が基準価額水準、市場動向等を勘案して決定します。ただし、将来の収益分配金のお支払いおよびその金額について保証するものではなく、分配対象額が少額の場合等には、収益分配を行わないこともあります。

## 当資料のご利用にあたっての留意事項

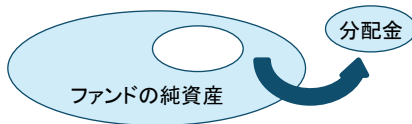
- 当ファンドは、マザーファンドを通じて主として株式などの値動きのある金融商品等に投資しますので、組み入れられた金融商品等の値動き(外貨建資産には為替変動リスクもあります。)により基準価額は変動し、投資元本を割り込むことがあります。したがって、元金が保証されているものではありません。当ファンドの運用による損益は全て投資者に帰属します。投資信託は預貯金と異なります。
- 投資信託は預貯金や保険契約にはあたりませんので、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護対象ではありません。
- 登録金融機関でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の対象とはなりません。
- 当資料は情報の提供を目的としてアライアンス・バーンスタイン株式会社が作成した販売用資料です。当資料は信頼できると判断した情報をもとに作成しておりますが、当社がその正確性・完全性を保証するものではありません。また、当資料に掲載されている予測、見通し、見解のいずれも実現される保証はありません。当資料の内容は予告なしに変更することがあります。当資料で使用している指数等に係る著作権等の知的財産権、その他一切の権利は、当該指数等の開発元または公表元に帰属します。
- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。分配金は計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合があり、その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。また、投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりの方が小さかった場合も同様です。
- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受け付けが中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。
- 当ファンドの取得のお申込みに当たっては、販売会社において投資信託説明書(交付目論見書)をあらかじめまたは同時にお渡ししますので、必ずお受取りになり、記載事項をご確認のうえ、投資の最終決定はご自身でご判断ください。

- ※ 毎計算期末の前営業日から当該計算期末までに基準価額が急激に変動した場合等、基準価額水準や市場動向等によっては、委託会社の判断で上記とは異なる分配金額となる場合や分配金が支払われない場合があります。
- ※ 基準価額に応じて、分配金額は変動します。基準価額が上記の一定水準に一度でも到達すれば、その水準に応じた分配を継続するというものではありません。
- ※ 分配金を支払うことにより基準価額は下落します。このため、基準価額に影響を与え、次期以降の分配金額は変動する場合があります。また、あらかじめ一定の分配金額を保証するものではありません。

収益分配金に関する留意事項

分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

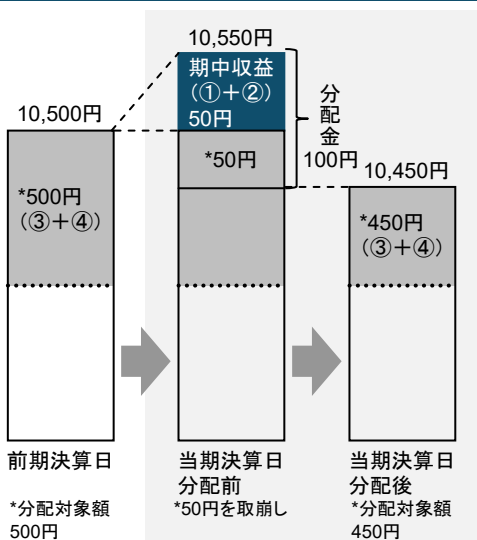
ファンドで分配金が支払われるイメージ



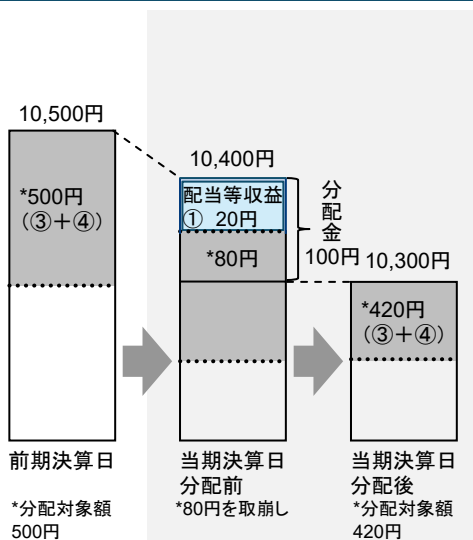
分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

(計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合)

(前期決算日から基準価額が上昇した場合)



(前期決算日から基準価額が下落した場合)

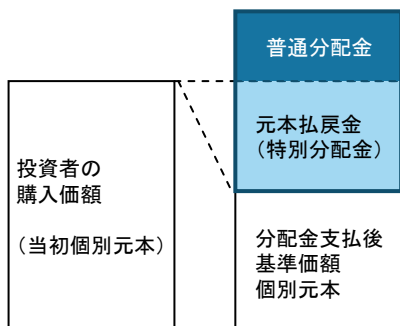


(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

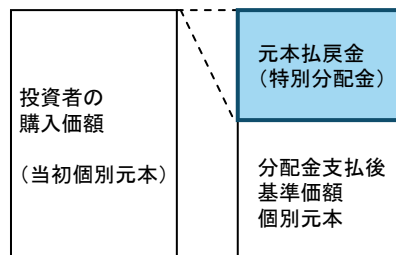
投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

(分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合)



※元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金(特別分配金)部分は非課税扱いとなります。

(分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合)



普通分配金: 個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金): 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

(注) 普通分配金に対する課税については、投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

## 投資リスク

当ファンドは、マザーファンドを通じて主として株式などの値動きのある金融商品等に投資しますので、組入れられた金融商品等の値動き(外貨建資産には為替変動リスクもあります。)により基準価額は変動し、投資元本を割り込むことがあります。したがって、元金が保証されているものではありません。当ファンドの運用による損益は全て投資者に帰属します。投資信託は預貯金と異なります。

## 基準価額の変動要因

### 株価変動リスク

経済・政治情勢や発行企業の業績等の影響で株価が変動し、損失を被るリスクがあります。

### 為替変動リスク

Aコース(為替ヘッジあり)／Cコース(為替ヘッジあり)

実質外貨建資産について為替予約取引などを用いて為替変動リスクの低減を図りますが、為替変動リスクを完全に排除できるものではなく、為替相場の影響を受ける場合があります。為替ヘッジは主として米ドルで行う為、他通貨との間の為替変動も影響を及ぼす要因となります。また、対象通貨国と日本の金利差によっては、ヘッジ・コストが収益力を低下させる可能性があります。

Bコース(為替ヘッジなし)／Dコース(為替ヘッジなし)

実質外貨建資産に対し原則として為替ヘッジを行いませんので、基準価額は為替相場の変動の影響を受けます。

## 信用リスク

投資対象金融商品等の発行体が経営不安や倒産等に陥った場合に資金回収ができなくなるリスクや、それが予想される場合にその金融商品等の価格下落で損失を被るリスクがあります。また、金融商品等の取引相手方に債務不履行が生じた場合等には、損失を被るリスクがあります。

## カントリー・リスク

発行国の政治・経済・社会情勢の変化で金融・証券市場が混乱し、金融商品等の価格が大きく変動する可能性があります。一般に新興国市場は、市場規模、法制度、インフラなどが限定的なこと、価格変動性が大きいこと、決済の効率性が低いことなどから、リスクが高くなります。

## 流動性リスク

市場規模や取引量が限られる場合などに、機動的に金融商品等の取引ができない可能性があり、結果として損失を被るリスクがあります。

## 他のベビーファンドの設定・解約等に伴う基準価額変動のリスク

当ファンドが投資対象とするマザーファンドを同じく投資対象とする他のベビーファンドでの設定・解約等に伴うマザーファンドでの組入金融商品等の売買等が生じた場合、当ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。詳しくは投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

## お申込みメモ

### 購入および換金

ニューヨーク証券取引所の休業日には、購入および換金のお申込みはできません。

### 申込締切時間

原則、購入・換金のお申込みにかかる、販売会社所定の事務手続きが午後3時30分までに完了したものを当日の申込受付分とします。

なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

### 購入単位

販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

### 購入価額

購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

### 購入代金

販売会社が定める期日までにお支払いください。

### 換金単位

販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

### 換金価額

換金申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

### 換金代金

原則、換金申込受付日から起算して5営業日目からお支払いします。

### 換金制限

信託財産の資金管理を円滑に行うため、1日1件当たり5億円を超える換金はいえません。この他に、1日1件当たり5億円以下の金額であっても、ファンドの残高減少、市場の流動性の状況等によっては、委託会社の判断により、換金の金額および受付時間に制限を設ける場合があります。

## お客様にご負担いただく費用

お客様には下記の費用の合計額をご負担いただきます。なお、下記の費用は、お客様が当ファンドを保有される期間等に応じて異なるものが含まれているため、合計額を表示することができません。

### 直接的にご負担いただく費用

**購入時手数料** 購入価額と購入口数を乗じて得た金額に、販売会社が別に定める購入時手数料率(3.3%(税抜3.00%)を上限とします。)を乗じて得た額とします。

**信託財産留保額** ありません。

### 信託財産で間接的にご負担いただく費用

#### 運用管理費用 (信託報酬)

純資産総額に対して年1.848%(税抜年1.68%)の率を乗じて得た額とします。

※Aコース/Cコースおよびマザーファンドの投資顧問会社の報酬は、委託会社の受取る報酬の中から支払われます。

※ファンドの信託報酬は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、Aコース/Bコースについては毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに、Cコース/Dコースについては毎計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支払われます。

#### その他の 費用・手数料

●金融商品等の売買委託手数料/外貨建資産の保管等に要する費用/信託財産に関する租税/信託事務の処理に要する諸費用等

※お客様の保有期間中その都度かかります。なお、これらの費用は運用状況等により変動するため、事前に料率・上限額等を表示できません。

●監査費用/法定書類関係費用/受益権の管理事務に係る費用等

※純資産総額に対して年0.1%(税込)の率を上限として、信託財産より間接的にご負担いただく場合があります。かかる諸費用は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、Aコース/Bコースでは毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに、Cコース/Dコースでは毎計算期末または信託終了のときに、信託財産中から委託会社に対して支払われます。

## ファンドの主な関係法人

- ・委託会社  
(ファンドの運用の指図を行う者)
- ・投資顧問会社  
(マザーファンドおよびAコース/Cコースの運用の一部の委託先)
- ・受託会社  
(ファンドの財産の保管及び管理を行う者)

アライアンス・バーンスタイン株式会社 [www.alliancebernstein.co.jp](http://www.alliancebernstein.co.jp)

アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー、アライアンス・バーンスタイン・リミテッド、  
アライアンス・バーンスタイン・オーストラリア・リミテッド、  
アライアンス・バーンスタイン・香港・リミテッド  
三菱UFJ信託銀行株式会社

**販売会社**

販売会社は、受益権の募集・販売の取扱い、一部解約の実行の請求の受付け、収益分配金の再投資ならびに収益分配金、償還金、一部解約金の支払いの取扱い等を行います。

■投資信託説明書(交付目論見書)のご請求・お申込みは

(50音順)

金融商品取引業者名		登録番号	日本証券業協会	一般社団法人 資産運用業協会	一般社団法人 金融先物 取引業協会	一般社団法人 第二種金融 商品取引業協会
あかつき証券株式会社	金融商品 取引業者	関東財務局長(金商)第67号	●	●		
株式会社イオン銀行 (委託金融商品取引業者 マネックス証券株式会社)	登録金融機関	関東財務局長(登金)第633号	●			
株式会社SBI証券	金融商品 取引業者	関東財務局長(金商)第44号	●	●	●	●
株式会社SBI新生銀行 (委託金融商品取引業者 株式会社SBI証 券、マネックス証券株式会社)	登録金融機関	関東財務局長(登金)第10号	●		●	
株式会社熊本銀行	登録金融機関	九州財務局長(登金)第6号	●			
株式会社十八親和銀行	登録金融機関	福岡財務支局長(登金)第3号	●			
十六TT証券株式会社	金融商品 取引業者	東海財務局長(金商)第188号	●			
CHEER証券株式会社	金融商品 取引業者	関東財務局長(金商)第3299号	●	●		
東海東京証券株式会社	金融商品 取引業者	東海財務局長(金商)第140号	●	●	●	●
野村證券株式会社 <sup>*1</sup>	金融商品 取引業者	関東財務局長(金商)第142号	●	●	●	●
株式会社福岡銀行	登録金融機関	福岡財務支局長(登金)第7号	●		●	
ほくほくTT証券株式会社 (ファンドラップ専用)	金融商品 取引業者	北陸財務局長(金商)第24号	●			
松井証券株式会社	金融商品 取引業者	関東財務局長(金商)第164号	●		●	
マネックス証券株式会社	金融商品 取引業者	関東財務局長(金商)第165号	●	●	●	●
三菱UFJ eスマート証券株式会社	金融商品 取引業者	関東財務局長(金商)第61号	●	●	●	●
株式会社三菱UFJ銀行 (インターネット専用)	登録金融機関	関東財務局長(登金)第5号	●		●	●
株式会社宮崎銀行	登録金融機関	九州財務局長(登金)第5号	●			
楽天証券株式会社	金融商品 取引業者	関東財務局長(金商)第195号	●	●	●	●
ワイエム証券株式会社	金融商品 取引業者	中国財務局長(金商)第8号	●			

\*取次販売会社も含まれます。※販売会社によっては、一部コースのみのお取扱いとなります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

\*1 上記のほか、一般社団法人日本STO協会に加入しています。

■設定・運用は

**アライアンス・バーンスタイン**

【商号等】アライアンス・バーンスタイン株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第303号

【加入協会】一般社団法人資産運用業協会／日本証券業協会／一般社団法人第二種金融商品取引業協会